

港区アドプト・プログラム実施要領

平成14年6月25日

14港街土第77号

(目的)

第1条 この要領は、区と区民等で構成する団体又は区民が相互に協力し、地域の共有財産である道路、公園等の緑化活動、清掃及び日常の維持管理活動を行うことにより道路、公園等への愛着心を深め、利用者のマナー向上と清潔で快適な街づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) アドプト・プログラム アドプトとは「養子にする。」という意味であり、地域の道路、公園等を「養子」に、区民等で構成する団体又は区民等を「里親」に見立て、「養子」の美化、清掃等に「里親」が関与するという一連の手続きをいう。
- (2) アドプト活動 アドプト・プログラムに基づき行う清掃、美化、緑化等の活動をいう。

(対象者)

第3条 アドプト活動に参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 区内に在住、在勤、在学する個人又は団体
- (2) 前号の他区長が認める個人又は団体

(活動の内容)

第4条 アドプト活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路、公園等の花壇管理
- (2) 道路、公園等の植栽管理
- (3) 公園等の安全パトロール
- (4) 道路、公園等の清掃
- (5) ドッグランの清掃及びマナー啓発等
- (6) 前各号のほか、道路、公園等の維持管理上必要と認める活動

(参加申込)

第5条 アドプト活動への参加申し込みは、アドプト活動参加申込書（第1号

様式)により行わなければならない。

(協定の締結)

第6条 区は、前条の申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、アドプト活動の参加団体又は参加者(以下「参加団体等」という。)として認定し、第4条の活動の内容に適したアドプト・プログラム協定書(第2-1号様式及び第2-2号様式)により協定を締結する。

(活動の報告)

第7条 参加団体等は、アドプト活動終了後、アドプト活動報告書(第3号様式)により区へ報告をしなければならない。

(参加団体等の責務)

第8条 参加団体等は、アドプト活動の安全対策については、次の各号を十分留意しなければならない。

- (1) 道路、公園等の利用者に支障を及ぼさないよう活動を行うこと。
- (2) 参加団体等の責任者は、活動の開始前に参加者全員に、安全指導を行うこと。
- (3) 活動中に事故等が発生した場合は、直ちに適切な処置を取るとともに区及び関係機関に連絡すること。
- (4) 区から貸与された腕章等を着用し、活動すること。
- (5) 区から支給又は貸与された用具を適正に利用し、保管すること。

(区の役割)

第9条 区の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 腕章の貸与
- (2) 清掃用具、植栽及び花壇管理用用具の貸与
- (3) 植栽及び花壇管理のための支給希望品の申込み(第4号様式)により、草花等を支給(予算の範囲内とする。)
- (4) 参加団体等が、区の指定する保険へ加入する際の保険料の負担
- (5) アドプト活動を広く周知するためのサインボードの設置
- (6) アドプト活動の紹介等の広報活動
- (7) アドプト活動に関する相談及び調整

(活動の解除)

第10条 区は、第7条のアドプト活動の報告が、1年以上ないとき又は参加

団体等としてふさわしくないと認めるときは、参加団体等としての認定を取り
消し、第6条の協定を解除する。

付 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式（省略）